

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 平成30年度第3回審議概要

開催日及び場所	平成30年12月10日（月） 神戸地方合同庁舎 3階 第6供用会議室		
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授 第二部会長） 瀧 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授 今回抽出担当者） 米田和史（米田会計事務所 公認会計士・税理士 第二部会長代理） （五十音順）		
審議対象期間	平成30年7月1日 ～ 平成30年9月30日		
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度対象工事の発生状況報告		（備考） ・①～⑤について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）	
①抽出案件	6件	[抽出件名]	
＜工事＞ 一般競争入札方式	2件	・舞鶴港第2ふ頭地区岸壁(-10m)改良等工事 ・大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設護岸(1)被覆工事(第2工区)	
＜業務＞ 簡易公募型競争入札方式	2件	・和歌山下津港海岸(海南地区)築地護岸(排水機場部)細部設計 ・神戸港航路附帯施設磁気探査	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・舞鶴港第2ふ頭地区係留附帯施設基本設計等	
＜物品役務＞ 一般競争入札方式 (WTO対象)	1件	・出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務	

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙のとおり	

意見・質問	回答
<p><b>【報告事項】</b></p> <p>①発注状況報告</p> <p>②指名停止措置の運用状況報告</p> <p>③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <p>④再度入札における一位不動状況報告</p> <p>⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>・質問なし</p>	

意見・質問	回答
<p><b>【審議事項】</b></p> <p><b>1. 一般競争入札方式</b></p> <p>「舞鶴港第2ふ頭地区岸壁(-10m)改良等工事」</p> <p>・入札価格について、入札参加業者3者のうち2者は同様の価格帯での入札ですが、1者はこれら2者の入札価格と差がある金額で入札し、結果的に落札されていますが何か理由があるのでしょうか。</p> <p>・技術者の能力の違いについてももう少し詳しく教えて頂けないでしょうか。</p>	<p>・当該工事は過去からも継続的に行われている工事であり、落札業者については過去に同様の工事を受注しており、その実績や現場をよく把握されていること等により、さらに細かな積算をされたのではないかと推測されます。</p> <p>・落札者の配置予定技術者ですが、同種工事については「より同種性が高い」ため加点されており、また、優秀建設技術者表彰も受賞されております。それに加え配置予定技術者の資格についても2つ有しておりますので、他者と比べ評価点の加点がされております。</p>

意見・質問	回答
<p><b>2. 一般競争入札方式</b></p> <p>「大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設護岸(1)被覆工事(第2工区)」</p> <p>・辞退された業者がおり、入札価格が調査基準価格を下回っていたようですがそれが分</p>	<p>・業者は、入札価格が調査基準価格を下回っていると、開札日に施工体制の確認を依頼され</p>

<p>かるのはいつの時点になるのでしょうか。また、具体的に調査基準価格と入札価格の差はどれくらいあったのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格そのものは業者は分からないのでしょうか。</li> <li>・それではおおよその金額を予想しながら入札した結果、調査基準価格を下回ってしまったということでしょうか。</li> </ul>	<p>ることとなるため、その時点で分かります。依頼した結果、辞退する旨報告を受けました。また、入札価格については、調査基準価格を約10万円程度下回っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格は、分かりません。</li> <li>・そういったことだと推測されます。</li> </ul>
--	--

意見・質問	回答
<p><b>3. 簡易公募型競争入札方式</b> 「和歌山下津港海岸(海南地区)築地護岸(排水機場部)細部設計」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務について、入札参加業者は調査基準価格に近い金額で入札していますが、調査基準価格は安易に推測できるのでしょうか。</li> <li>・津波に対する護岸を順番に作っていく中で、壁と壁のつなぎ目についての細部設計も本業務に含まれているのでしょうか。また、全ての工事が終了するのはだいたい何年先度くらいになるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準に歩掛りが公表されております。また、先行して同様の業務を数件発注しているため、それらを参考にしながら入札したのではないかと推測されます。</li> <li>・順次設計を進めるなかで、連続性が保たれるような形で設計しております。なお、完成予定年度は事業計画上では平成35年度を予定しております。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>4. 簡易公募型プロポーザル方式</b> 「舞鶴港第2ふ頭地区係留附帯施設基本設計等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工中のドルフィンの近くに同様のドルフィンを整備することについて、仮にこれらの地盤に与える加重や地盤の状況も変わらないとなった場合、類似した施設を整備するために、また新たに設計することはコストダウンの観点からどのようにお考えなのか教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の場合、施工中のドルフィンと今回設計のドルフィンでは係留する対象船舶の大きさが違うため、大きく設計条件が変わってきます。また、昨年度土質調査を実施しており双方の地盤の条件が大きく違うため、それらを勘案した結果、新たに設計をするものです。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>5. 簡易公募型競争入札方式</b> 「神戸港航路附帯施設磁気探査」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加業者の中で、調査基準価格と同額で入札している業者がいる一方で、そうではなく予定価格を超過している業者もいるようですが、そのあたりはなぜなのでしょう。</li> <li>・技術提案書等の作成に時間を割いている割に、落札価格と大きく離れている入札者もいることはどうなのでしょう。</li> <li>・磁気探査の方法については、どのような計測方式なのでしょう。</li> <li>・曳船を使用しているのは、観測台船がエンジンをかけると探査業務に影響があるということなのでしょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局の情報開示での情報や前年度までの同様の業務を参考に調査基準価格を算定している業者がいる一方で、業者も担当者の人事異動等によりノウハウが継承されにくいこともございますため、今までの経験が活かせなかったという点もあったのではないかと推測されます。</li> <li>・単に経験が不足しているという理由だけではなく、その時点での業者の手持ち業務量や利益確保等を確認しつつの入札価格になっているのではないかと推測されます。</li> <li>・基本的には、両コイル型磁気傾度計により、土と土の間に金属物があるとき、磁気の流れ方が変わってきます。コイルの電気の発現の程度を見て、どれくらいの物体が埋まっているかわかるというのが基本的な探査の原理です。</li> <li>・ご指摘の通りで、金属製のものはなるべく使用しておりません。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>6. 一般競争入札方式（WTO対象）</b> 「出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件について、データベースによる対象者数は想定できなかったということでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な全省庁統一資格「役務の提供」A等級ということだけでは本業務が実施できるのかは判断しかねると考えております。しかしながら、事前に契約が可能である者については、他局での契約実績等を踏まえ4者程度あるということは確認しておりました。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>7. 全体を通して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札で、調査基準価格を下回った結果、入札を辞退され結果的に残りのもう1者が落札したという案件がありましたが、もう少し流動的に対応できればいいのではないかと思います。</li> <li>・ 感想ですが、予定価格・調査基準価格の決め方にあたっては、どのような企業を念頭において決めるかによって違うのではないかと思います。体力のある企業とそうでない企業とある場合では、入札価格にも相違があると思いますが、これらの状況が反映されにくい仕組みだと思いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結果的にはご指摘の通りです。しかしながら調査基準価格とは、この価格を下回ったら工事等の品質の確保が出来ない価格と考えております。業者として実績があったとしても、施工体制確認のための資料が出せないとなった場合はその業者にお願いすることは困難だと考えております。</li> <li>・ 当局としましては、価格・技術ともに公平に競争して頂き、その総合評価で一番高い点数となった業者に受注して頂きたいと考えております。</li> <li>・ 今後の参考にさせて頂きたいと思います。</li> </ul>